



税務・労務に役立つ NEWS

事務所通信

発行：館崎税理士・社会保険労務士事務所

〒042-0915 函館市西旭岡町 3-44-6

TEL 0138-85-8436 FAX 0138-85-8437

e-mail tatezaki_kaikei@lake.ocn.ne.jp

1

2022

新年、明けましておめでとうございます。

旧年中は、ひとかたならぬご厚情にあずかり誠に有難うございました。

新たな年を迎え皆様にとって本年にご多幸がありますようお願い致しております。

それでは、今月の事務所便りをお届けします。

最新情報

賃上げ促進税制など 2022 年度与党税制大綱公表

自民・公明両党は12月10日、2022年度の与党税制改正大綱を決定し公表しました。来年度の税制改正は、「成長と分配の好循環の実現」、「経済社会の構造変化を踏まえた税制の見直し」等の観点から取りまとめ、賃上げを積極的に行う企業を対象にした賃上げ促進税制（所得拡大促進税制）の拡充などを盛り込みました。個人所得課税についても住宅ローン減税を延長しました。評価額の見直しの年となる固定資産税については、商業地のみを軽減します。

賃上げ促進税制について、中小企業における所得拡大促進税制は、青色申告書を提出している中小企業者等が、一定の要件を満たした上で、前年度より給与等の支給額を増加させた場合、その増加額の一部を法人税（個人事業主は所得税）から税額控除できる制度です。雇用者全体の給与総額の増額分を法人税額から差し引く控除率が、大企業で最大30%（現行20%）、中小企業で最大40%（現行25%）に引き上げられます。

個人所得課税では、住宅ローン減税について、2025年12月末まで4年間特例を延長しますが、ローン残高の1%を所得税等から差し引く控除率を0.7%に縮小します。控除率を引き下げたのは、低金利が続くなかで住宅購入者の減税額がローンの支払利息額を上回る“逆ざや”が生じているとの会計検査院の指摘を是正する狙いがあります。新築の減税期間は原則10年間で13年間に延ばしますが、所得要件は2000万以下（現行3000万円以下）に引き下げます。

また、固定資産税等については、景気回復に万全を期すため、土地に係る固定資産税の負担調整措置について、2022年度限りの措置として、商業地等（負担水準が60%未満の土地に限る）の2022年度の課税標準額を、2021年度の課税標準額に2022年度の評価額の2.5%（現行5%）を加算した額（ただし、その額が評価額の60%を上回る場合には60%相当額とし、評価額の20%を下回る場合には20%相当額とする）とします。

そのほか、岸田文雄首相が意欲を示していた金融所得課税の強化については、「高所得者層において、所得に占める金融所得等の割合が高いことから、所得税負担率が低下する状況がみられる」として、課税のあり方を検討する必要性を明記しました。金融所得課税の税率は現在一律20%（復興税除く）のため、年間の所得が1億円を超えると所得税負担率が低下する“1億円の壁”と呼ぶ問題の解消を目指します。ただ、具体的な議論は2023年度税制改正に先送りされました。